

第5回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 17 日 (月) 10 : 00 ~ 12 : 10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、川本専門委員、西郷専門委員、高田専門委員、橋本専門委員、三輪専門委員
審議協力者 (内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)
調査実施者 (山根サービス統計室長ほか 3 名)
事務局 (犬伏統計審査官ほか 2 名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 議事概要

(舟岡部会長) おはようございます。ただ今から、第 5 回産業統計部会を開催致します。本日の議題は、前回に引き続き、「特定サービス産業実態調査の改正について」であります。本日の部会は 12 時までを予定していますが、始めに、前回部会での皆様方からのご意見等を踏まえ、私の方で本件に関する論点を整理したメモを作成し、本日の配付資料の参考 1 としてお配りしていますので、最初にその説明をさせていただいた後、論点メモに沿って、各論点ごとに順に審議したいと考えています。審議の進め方につきましては、効率的に進めるため、あらかじめ調査実施者に論点メモを提示していて、各論点に対する考え方について整理した資料を作成、提出していただいています。それが資料 1、資料 2 です。

各論点に対する考え方について資料に沿って説明していただき、それを踏まえて、審議をお願いしたいと思います。なお、前回部会における意見等に対する考え方につきましては、各論点に対する考え方の説明の中で、併せて調査実施者から行ってもらうことを予定していますので、よろしく申し上げます。

本日は、前回の部会をご欠席の西郷専門委員にご出席いただいていますので、簡単に自己紹介、ご挨拶をお願い致します。

(西郷専門委員) 早稲田大学政治経済学術院の西郷と申します。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) なお、本日は、出口委員、引頭専門委員が所用のためご欠席で、岡室専門委員も急な用で、ご欠席となりました。

それでは、本日の配付資料の説明と併せて、2 月 27 日に開催された前回部

会の結果概要について、事務局から説明をお願い致します。

(犬伏統計審査官) それでは、議事次第の「4 配付資料」に沿って、資料のご確認をお願いしたいと思います。まず、資料1と致しまして、今、ご紹介がありました「論点に対する考え方(回答)」というものが配付されております。資料2と致しまして、「前回部会における意見等に対する考え方(回答)」でございます。資料3が「特定サービス産業実態調査 調査票(修正案)」というものでございます。

それから、参考1と致しまして、「特定サービス産業実態調査の改正計画に関する論点(案)」、参考2と致しまして、「第4回産業統計部会結果概要」でございます。

それから、席上配布資料と致しまして、3点の資料を配布させていただいております。一点目は、「平成18年度特定サービス産業実態調査 都道府県別回収率」という表が配布されているかと思っております。2点目は、「通信産業基本調査」の実施要領と調査票。それから、前回の第4回産業統計部会の議事録。これは(案)が付いておりませんが、案でございます。以上が配布資料でございます。ご確認いただきまして、落丁等ございましたら、ご指示いただければと思っております。よろしいでしょうか。

引き続きまして、前回部会の結果概要について、確認の意味合いでご説明させていただきたいと思っております。それでは、参考資料2をお出しいただければと思っております。前回、2月27日10時から開催したわけですが、主な論点について、掻い摘んでご説明致します。まず、本調査の役割、位置付け等についてでございますが、のところでございますけれども、経済センサスでは捉えられない事項を把握するという部分がなければ、本調査の存在意義はないのではないかという意見がございました。のところでございますが、本調査は経済産業省所管の業種の特性を捕捉することに存在意義があったが、その点は変わっていないという認識で良いのか、変わっていないという確認でございます。でございますが、本調査は経済産業省所管の行政施策のためが大前提であり、所管外の業種について、民間事業者の活用など現行の調査方法を変更してまで業種拡大を行うことは不適當ではないかという意見がございました。それから、1枚お捲りいただきまして、でございますが、経済センサスの実施の前と後では本調査の位置付けが変わり得ることもある。従いまして、本調査の在り方につきましては、前と後ろを分けて考える必要があるのではないか。当面は、単年ごとに調査計画の適否について議論せざるを得ないのではないかという意見がございました。一方で、でございますが、中長期的な視点からも、本調査の果たすべき役割について議論すべきではないかという意見もございました。それから、でございますが、所管業種について知見を有する経済産業省において、各業種について何を把握することが重要なのかを明確にすべきであるという意見がございました。でございますが、同一企業内での事業所間のサービスの取引を捉える手段が必ずしも

明確でなく、十分に捉え切れていないのではないかという意見がございました。

それから、標本調査化の話でございます。でございますが、本調査を毎年実施する必要性は何なのか、都道府県別に調査し結果表章することがなぜ必要なか明確にすべきであるという意見がございました。でございますが、経済産業省から標本調査化の検証結果が提示されたわけでございますが、これについては、単純無作為抽出による試算となっていて、層別に試算し直す必要があるのではないかという意見がございました。それから、でございますが、必ずしも都道府県別に集計する必要がなければ、地域（ブロック）別に調査する方が効率的ではないかという意見がございました。

それから、3ページでございますが、調査対象事業所の的確な捕捉ということで、現在使用しています事業所・企業統計調査名簿以外にも、電話帳やWeb検索により名簿をしっかりと整備すべきだという意見がございました。

それから、調査事項につきましては、外注部分に関する事項が少ないのではないか。また、所有権移転外ファイナンス・リースの取引について、どのような処理をしようと考えているのかという質問がございました。

それから、最後でございますが、調査結果の補正について、本調査については、従来から、回収分に係る結果を単純集計して表章しているわけでございますが、この方法によりますと、回収率の変動による影響を大きく受けることになるため、その補正方法についても併せて検討することが必要であるという意見がございました。以上のような議論が行われたわけでございます。以上でございます。

（舟岡部会長） このような結果概要になっていますが、よろしいですか。

（美添委員） 一つだけ。結果概要の2ページから3ページにかけて、標本調査化等についてのですけれども、これがもし私の意見だとすると、一番最後の2行ですが、「都道府県別に調査する必要がなければ」と書いてあるのですが、私は「集計」と言ったつもりなので、他の方の意見だったらこれで構いませんが、私の発言でしたら、都道府県別の標本設計という意味で発言しています。

（舟岡部会長） 「集計」に修正ということによろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。なければ、前回の部会の審議内容について確認されたと致します。

（川本専門委員） 今、選んで説明していただいた項目というのは必ずしもすべての意見を網羅していないと思うのですけれども、結果概要という紙ベースでの結果という理解でよろしいのでしょうか。

（舟岡部会長） これは部会結果の審議の中身についての取りまとめです。

（川本専門委員） 対立意見があったときに、対立意見を必ずしも網羅して、今、ご説明していただいていないので、説明の時点で、対立意見は対立意見として、きちんと説明していただいた方が明らかではないかと思うのですけ

れども。

(犬伏統計審査官) 後でご説明させていただこうと思っておりましたが、本日、席上配布資料ということで、「第4回産業統計部会議事録」をお配りしておりますが、これは皆様方が発言されたものを逐一起こしたものでございます。後程申し上げますが、この内容をご確認いただいたものが最終的な議事録という形になります。

(川本専門委員) 議事録も分かりますし、結果概要も紙ベースではきちんと落ちていますが、今の説明のところで対立意見についておっしゃっておられなかったので、きちんと対立意見は明確に行かないと、途中でどちらかの意見が落ちてしまうというようなことが十分に考えるので、申し上げました。

(舟岡部会長) この議事録と結果概要は、出された意見を網羅することを趣旨としています。ただ今、統計審査官から説明がありましたのは、前回の議論の対象として、本調査の目的・役割に焦点を当ててご議論いただいたこともあり、そこに関連するご意見を特に取り出して説明したということでもあります。川本専門委員のご指摘の対立するということには必ずしも当たらないと思うのですが、業種の特性を明らかにするような調査事項を業種ごとに、その業種もかなり絞り込んだ形で行うべきだという意見もありましたし、サービス業という統計の網がなかなか掛からない分野について、できるだけ幅広く業種をカバーする必要があるという意見も出ました。これらは対立するものではありませんので、業種を幅広くカバーすることにつきましては、参考1の私の論点メモの2点目の「調査対象業種の追加」で議論していただいた方が適切かなという気が致しています。調査対象業種の追加は、今回だけではなく、前回は4業種追加されていまして、今回は10業種の大幅な追加になった。これでサービス業について、統計調査から詳細な情報が明らかになるのかというご議論もあるかと思いますが、これは論点2のところをお願いしたいという整理ですが、よろしいでしょうか。もう少しご意見があるなら、どうぞおっしゃってください。

(川本専門委員) よく分からないのですけれども、そうであれば、目的に対しての答えはこうであったという書き方をすべきであって、それ以外の論点も、例えば、民間事業者の話なども出ていたところもある訳ですよ。その辺を、ロジックとして、クエスチョンに対してきちんとアンサーをして書くべきで、それを発表すべきなのではないかという意見です。追って、また3回目、4回目とあると思いますので、もう少し議論を広げてからでも構わないと思います。

(舟岡部会長) 本調査の役割・位置付けに関係して、標本調査化等についてまで含めて、関連するところを取り上げて説明していただいたということで、ご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入ります。始めに、前回部会での皆様方からのご意見等

を踏まえて、配付資料の参考1のとおり、私の方で本件に関する論点を整理したものを作成致しました。簡単に説明致します。資料の参考1をご覧ください。

議論していただきたい点は、「その他」まで含めて大きく6点あります。論点1が前々回及び前回の特定サービス産業実態調査の諮問に係る審議においても非常に大きな争点になっていたところではありますが、本調査の目的・役割をどのように設定したら良いのか。これについては、前回部会で多くの意見をいただきました。

2点目は、今回の計画では、前回に引き続いて、調査対象業種の追加を予定していますが、これらの対象業種の追加が適当であるかどうか。

3点目が調査事項についてです。ここは調査の目的・役割と密接に絡んで、集中的に議論されるかと思いますが、調査事項については、個別の業種ごとにご議論いただきたい。

4点目が調査方法についてです。これについては、先程、一部紹介がありましたが、標本調査化の可能性等も含めてご議論いただきたい。

5点目が集計事項についてです。

それから、6点目が、前回答申における指摘事項への対応についてご議論いただきたい。

以上の論点を用意致しましたが、他に追加すべき論点、あるいは掲げた論点に対するご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。よろしいでしょうか。特段のご意見がないようですので、論点の設定についてご了承いただいたものとして、論点メモに沿って審議を進めさせていただきます。

先程申しましたが、論点ごとに順に審議することとしますが、始めに、調査実施者から各論点に対する考え方及び前回部会における意見等に対して、その論点に関係する意見に対する考え方を資料に沿って説明していただいた後、審議することとしたいと思います。

始めに、「1 本調査の目的・役割」につきましても、前回の部会でもご審議いただきましたが、先程、事務局から説明のあった結果概要のとおり、皆様方から、多くのご意見をいただきました。調査実施者から、それらのご意見に対する考え方とともに、この論点に対する考え方について資料の説明をしていただいた後、引き続き、審議をお願いしたいと思います。それでは、調査実施者から論点に対する考え方及び前回部会での関連意見等に対する考え方について説明をお願いします。

(山根室長) それでは、まず論点メモの1番でございますけれども、「本調査の目的・役割」でございます。資料1については、前回部会で資料7を基にご説明させていただいたとおりでございますけれども、前回ご指摘をいただいた部分につきまして、資料2に整理してございますので、ご説明をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、調査の目的として、産業構造を把握す

るとの説明があったが、現状の課題をどのように認識しているのか、よく分からない、調査の必要性が不明瞭というご指摘をいただいておりますが、これにつきましては、サービス産業におきましては、各産業の特性把握が重要と考えているところでございます。そういうことから、この調査の役割でございますけれども、こういった産業特性の把握をすることが重要と考えているところでございます。これを指しまして、私どもは、「サービス産業の構造把握」という表現をさせていただいているところでございます。具体的には、各産業における業務種類や契約先、収入区分、国内外別などの収入構造を始め、派遣職員活用等の状況でありますとか、情報化技術による事業活動の状況などが各産業の特徴と考えているところでございます。そういったことから、今回の調査票設計に際しましては、もちろん行政施策実施部局の意見を聞くのみならず、対象業種に属する業界ですとか、企業を訪問させていただきまして、調査業種の特性というのとは何か、その特性を把握するためには、どのような項目が必要かといった点についてヒアリングをさせていただきつつ、内部に有識者を中心とした検討会を設けさせていただきまして、調査項目を設定したところでございます。

次に、2ページに行ってくださいまして、経済センサスが予定されている訳でございますけれども、経済センサスとの関係で、本調査で捉えるべき産業構造とは何かを明確にすべきというご指摘があったかと思えます。経済センサスにつきましては、同一時点における我が国全体の産業を対象として、包括的な産業構造把握を行う統計の整備、それから、統計精度を向上させるための母集団情報の提供を目的とした調査であると認識しておるところでございます。そういうところで、経済センサスの枠組みにおきましては、既存統計調査との整理に関しても整理がされている訳でございます。この整理によりまして、特定サービス産業実態調査につきましては、平成23年経済センサスと調査事項が重複している部分があること、それともう一つは実施年が重なるということから、平成23年調査と重複是正措置を行うとされております。具体的には、平成22年及び23年の特定サービス産業実態調査につきましては実施しないということで、平成22年の本調査のデータにつきましては、23年に行う経済センサスの中で把握する予定という整理がされているところでございますけれども、私どもとしましては、可能な限り、調査項目のすべてにつきまして、経済センサスの中に盛り込む方向で検討し、関係方面と協議・調整させていただきたいと考えているところでございます。それから、23年以降の本調査でございますけれども、やはり他産業と比較を致しまして、事業所の改廃が激しいということでございますので、5年ごとの経済センサスだけでは不十分であるということ、毎年調査を実施する方向で検討していく予定でございます。従いまして、本調査が目的とする産業特性の把握につきましては、経済センサス実施年である平成23年を含めまして、継続的に実施していく方向で検討して行きたいと考えているところでございます。

それから、3ページ目でございますけれども、サービス産業分野においては、5年ごとに広く概括的に把握する「サービス業基本調査」が実施されていた訳でございますけれども、本調査は、経済産業省所管の業種の特性を捕捉するという点に意義があったが、その点は変わっていないかというご指摘でございます。サービス業基本調査につきましては、5年に一度ということで、収入額あるいは従業員数を中心に、サービス業の経済活動を広く概括的に把握する調査と理解しております。一方、特定サービス産業実態調査は、今も申し上げましたとおり、調査産業における業種の種類や契約先、あるいは収入区分、国内外別の収入構造を始め、人的アウトソーシングの状況でありますとか、情報化技術による事業活動の状況など各産業の特性を把握するという点で、その実態を明らかにすることを目的とする調査と認識しているところでございます。このようなことから、今回の改正計画においても、従来どおり変更はないと考えているところでございます。

次に、4ページでございますけれども、今回、経済産業省の所管業種を対象に、緊急の行政課題への対応を図る必要性から、業種拡大を図る計画案が提示されていると理解しているが、経済産業省所管の行政施策のためが大前提ということで、所管外の業種について、民間事業者の活用など現行の調査方法を変更してまで業種拡大を行うことは不適切ではないか、必要かつ重要な業種について、しっかりした調査を行うことが本来のあるべき姿ではないかというご指摘をいただいている訳でございますが、この調査設計においては、原則として、行政ニーズという観点極めて重要な位置を占めていると考えているところでございます。例えば、産業活力再生特別措置法の運用など、経済産業省における行政施策上の必要性、あるいは緊急性を勘案させていただきまして調査票の設計を行ったところでございます。一方で、サービス産業の産業構造に係るデータの提供に関しましては、行政施策上のみならず、関係方面で広く利用されるということも念頭に置く必要があると考えておりまして、こういった点に関しまして、業界団体ですとか、対象企業などにも意見を伺いつつ、調査票の設計に当たったところでございます。今回の業種拡大に関しましては、平成18年から母集団情報を変更したことに併せまして、産業分類につきましては、調査レベルを合わせるということで、産業小分類格付けの産業を調査の対象とした考え方を踏襲しまして、経済産業省所管の業種を中心に拡充を行うというものでございます。調査対象業種を拡充することによりまして、従来把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能になる業種が増加すること、それから、特性の異なるサービス産業の業種を拡充することにより、業種間での特性の異なりがどこにあるかということが明らかになるということで、これらを基に、各業種の実態をよりの確に把握するための検討も可能になるのではないかと考えているところでございまして、さらに各業種の特性項目の検討をして行ければと考えているところでございます。なお、経済成長戦略大綱など、政府全体としても

サービス統計の整備・拡充が求められているということでございまして、可能な限り、業種拡大を行うことは、政府として喫緊の課題であると認識しているところでございます。

次に5ページでございますけれども、経済産業省所管の業種に限定してまいりますと、インターネット附随サービス業など、所管が複数の省に跨る業種の場合、不十分な結果と成りかねないのではないかとご指摘でございますけれども、ご指摘のとおり、私どももサービス統計の整備・拡充ということにつきましては、政府全体としての課題であると認識しております。そういったことで、関係府省が連携して、可能な限り、調査対象業種を拡大することが重要であるのではないかと認識しているところでございます。今回の調査票の設計におきましても、経済産業省の行政担当部局に対するヒアリング等による行政施策上のニーズの把握のみならず、業界団体あるいは企業に対しても同様にヒアリングを行ったところでございます。産業特性を把握するために、どのような調査項目を設定すべきかについては、こういったヒアリング等を通じて検討したところでございます。ご指摘のインターネット附随サービス業あるいは自動車賃貸業などにつきましては、確かに複数の府省に跨る業種ということで、調査項目、調査内容につきましては、あらかじめ総務省や国土交通省などの関係府省の関係部局に提示させていただきつつ、調整を図ってきたところでございます。

それから、23年の経済センサス以降、母集団情報が整備されることから、経済センサスの実施の前と後では本調査の位置付けが変わり得ることもあるということで、単年ごとに調査計画の適否について議論せざるを得ないというご指摘でございますけれども、ご指摘のとおり、現在、政府全体におけるサービス産業の統計整備に向けた取組状況につきましては、統計委員会における基本計画の策定でありますとか、経済センサスの実施など、大きい動きがあるということは認識しているところでございます。経済センサスの実施前の本調査につきましては、今般、ご提示させていただいた調査方法等に係る産業統計部会におけるご指摘などを踏まえながら、必要な検討を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございますけれども、実査の現実性などを考慮しながら、標本調査の導入なども可能な限り見直しを続けることとしたいと考えているところでございます。それから、経済センサス実施後の本調査の在り方でございますけれども、23年経済センサスの結果をベースに、法人登記簿などの情報と組み合わせながら、サービス産業の構造統計調査に耐えうる正確な母集団情報の整備が政府として予定されている訳でございますけれども、適宜、最新情報の入手が可能となることが想定されることから、先程も申し上げましたように、毎年の調査を念頭に置きつつ、この調査の在り方、例えば、より精度の高い標本調査方式への移行等につきまして、引き続き検討し、その結果について統計委員会でご審議いただければと考えているところでございます。

次に6ページでございますけれども、特性について何を見るかが重要、本調査の独自性を保つことが可能なのか疑問というようなご指摘でございますけれども、これは先程ご回答させていただいたとおりでございます。

それから、サービス産業に係る様々な統計が整備されている中で、同一企業内で事業所間のサービスの取引を捉える手段が必ずしも明確ではなく、十分に捉え切れていないのではないかとということで、生産性の計測とも密接に関係するということを前提にして、事業所間のサービスの取引をきちんと捉えるべきではないかというご指摘でございますけれども、特定サービス産業実態調査につきましては、本社・支社間及び支社・営業所間相互の企業内取引によるサービス提供を行っている場合につきましては、年間売上高に提供価格あるいは振替仕切額を含めて記入していただいているところでございます。本調査においても、同一企業内の事業所間取引については捕捉しているところでございます。それから、経費につきましては、外注費の中に本社・支社・営業所間の外注費を含めてご記入していただいているところでございまして、これらの調査手法に関しましては、記入者の混乱を招かないよう、より適切な調査手法について引き続き検討して行きたいと考えているところでございます。なお、同一企業内の事業所間取引の金額については、現在把握できていないということもございまして、併せて、その把握方法について検討して行きたいと考えているところでございます。同様の手法につきましては、当省で実施させていただいております工業統計調査においても、同一企業内の事業所への出荷額を含めてご報告していただいているところでございます。

7ページでございますけれども、サービス産業に係る統計整備の遅れが従来から指摘されている中で、不完全であっても早急に対応業種を拡大し、不足部分については少しずつ対応していくことが重要ではないか、サービス産業の生産性の低さは国の政策における重要課題であり、各省庁が連携して、国として、これに因應するための統計整備を図るべきというご指摘でございますが、政府全体としまして、サービス統計の整備が求められているところでございますが、各省庁が連携して、可能な限り、業種拡大を行うことは喫緊の課題であると私どもも認識しているところでございます。このため、経済産業省としまして、所管業種を中心に、平成21年までに28業種まで業種を拡大していきたいと考えているところでございます。

以上、調査の目的・役割の部分で前回いただきましたご指摘に対する考え方についてご説明させていただきました。

(舟岡部会長) 有り難うございました。ただ今の説明を踏まえて、本調査の目的・役割について、ご意見、ご質問をお願い致します。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

(美添委員) 基本的な論点について議論していただいておりますけれども、いくつかが気が付いた大事な点に関して意見を述べさせていただきたいと思いま

す。基本的には、この統計の性格は、経済産業省所管の業種を中心にして、詳細な情報を収集するものと理解できるのですが、そのときに、毎年すべての業種を調査するという今の枠組みは、平成 17 年までの 3 年周期で多数の業種を網羅するものから変更があるように見えます。これは基本的な考え方の問題なので確認しておくべきだと思いますが、詳細に構造を明らかにする調査を全数で毎年するのは、統計資源の有限性から見て適切とは言えないと思います。主要な統計に関しては周期化が図られており、商業に関しても、従来、3 年だったものが 5 年になっている。5 年では長いということであれば、中間年調査というのが一般的な構造を明らかにする統計の役割だと思います。

もう一方で、サービス業に関する統計の不備が政府全体として問題になっているという指摘の中には、「動態」という表現でしょうか、月次で速報的な性格を持った統計が不足していることも含まれています。これは経済産業省でよく言われていることですが、月次に限らず、年次でも動態的な性格を持った統計はあります。この統計はどちらを狙おうとしているのかが今回の提案では不明確で、両方同時に狙おうとしている。28 業種、全都道府県、全数で毎年というのは、統計のリソースからいって非現実的だと思います。その視点から言えば、平成 17 年までのように、主要な業種を整理して、何年か周期でローテーションで調査することによって、各業種を明確に捕捉するというやり方も考えられるでしょうし、すべての業種が毎年必要であれば、今後検討するとしている標本調査にするか、あるいは大規模な事業所を対象にした足切り調査をするなどの検討が必要だと思います。

(舟岡部会長) それでは、調査実施者からお願いします。

(山根室長) 資料 2 の 26 ページをお開きいただければと思いますが、1 点目でございますけれども、やはりサービス産業をこれで見ますと、特に情報通信業でありますとか、金融・保険業、教育・学習支援業、それから他に分類されないサービス業の関係でございますけれども、これは事業所・企業統計調査を用いまして改廃の状況について少し整理させていただいた資料でございますけれども、かなり改廃が激しいということもあり、私どもとしましては、やはりこういった改廃の激しい産業については、可能な限り、毎年調査の方がその構造を把握するという意味ではよろしいのではないかと整理をさせていただいているところでございます。

一方で、ご指摘のとおり、調査資源の関係で申し上げますと、毎年全数ということにつきましては、やはり効率化を図って行かなければいけないと考えているところでございまして、この部分につきましては、先程もご説明させていただきましたとおり、次年度以降、前回の部会のご提示させていただきましたが、一応、単純無作為ということで、必要最低限のところでは都道府県、従業者規模別の標本の考え方を少し整理させていただきましたが、前回部会でも、きちんと層別を考慮した標本設計を再度整理すべきではないかというご意見をいただきましたので、次年度に向かって、その部分につ

いては、再度しっかりと検討させていただければと考えているところでございます。

(舟岡部会長) ただ今の経済産業省からのご回答に対して、1点追加してお伺いしたい。一昨年の諮問において、なぜ周期調査を毎年調査にする計画に変更するのかという問いに対して、周期調査だと回答状況が悪い、記入漏れが非常に多いからであり、それを改善するためには、毎年調査する方がより有効な情報が得られるという理由を述べておられたと思います。その考え方は、最近、インターネットを活用して継続して調査に協力する事業所なり企業が増えている実態を考えますと、なるほどと思うところもあります。3年に1回とか、5年に1回に比べて、継続して情報を提供する方がコストが安いということも企業側としてありうる訳ですね。当時はそれで納得したのですが、ただ今のご説明ですと、改廃が激しい業種だから毎年必要だということ。前々回の計画変更で、事業所・企業統計調査名簿を使うこととなり、そして今後、経済センサスの実施以降は経済センサスの名簿を使うということになります。その名簿は、少なくとも調査が実施されない限り、更新されません。ということは、新しく開設された企業・事業所については調査対象として含まれないと理解するのですが、ただ今の改廃が激しい業種だから毎年調査が必要ということとどう関係するのでしょうか。

(山根室長) 現在の母集団名簿につきましては、ご指摘のとおりでございますが、我々としましては、経済センサス以降につきましては、先程ご説明させていただいたとおり、母集団名簿がしっかりと毎年更新できる予定と聞いておりますので、そういったものを活用すれば、毎年しっかりとした母集団が把握できるのではないかと考えているところでございます。

(舟岡部会長) そうしますと、ただ今のご回答は、平成21年及び23年に予定されている経済センサスが実施された以降の特定サービス産業実態調査のあり方を先取りして回答されたという理解でよろしいでしょうか。その準備期間というか、助走のために毎年調査を行っているということですね。他にいかがでしょうか。

私から伺うのも変ですが、平成22年、23年の本調査は実施しない方向で検討されているのでしょうか。これは23年経済センサスがどうなるかとも絡みますが、23年経済センサスの中で、特定サービス産業実態調査と比較的よく似た内容の調査を行うとして、22年、23年のどちらも実施せずに、1回の経済センサスでということですか。

(田邊補佐) 私の方でお答えしますけれども、今のところの考え方は、平成22年実績のデータに関しましては、23年の経済センサスで捕捉する。23年のデータに関しましては、まだ検討段階でございますけれども、調査の実施日も含めて、今後、サービス統計の体系がどう検討されていくのかということもありますけれども、経済センサスが平成23年の7月ぐらいに実施されるということになりますと、その年の11月にまた本調査を行うというのはなかなか

か難しいのではないかと我々の方では考えておりました、そのデータに関しましては、その次の年以降、実施日の変更も含めて検討しなければいけないと思っております。従いまして、調査のデータについて捕捉する期間が1年空いてしまうとか、欠落するという事はないと考えております。

(舟岡部会長) 少なくとも、毎年何らかの形で調査が行われるという理解でよろしいですね。そうだとすると、回答2は誤解を与えやすいですね。

平成23年の経済センサスがどうなるかということと絡んで、そこが詰まらないことには特定サービス産業実態調査についても回答がすぐ出るものではないと思いますが、どちらが先に進むのか、難しい点はあると思います。他にいかがでしょうか。

(三輪専門委員) 産業特性を重視されるという文言が出てきて、方向性はそうだと、私自身も多少はそう考えているところがありますが、こういうように前向きに善処しますというのとちょっと違くと致しましても、こういう方向で重視を致しますという表現の実質的な意味ですね。ここを通れば、これで十分だという訳ではないと思いますけれども、方向性としまして、去年も一昨年も大体同じようなことになっていまして、その実質化にはまだ時間が掛かりますので、時間が足りませんからということで毎年通り過ぎてしまうという傾向があるとしますと、こう書かれてしまうと、ここの検討というのはそれ以上何もできない。これが何年も積み重なりますと、去年もおっしゃいましたよということになる。そう致しますと、例えば、新たに出てきている業種の中で、産業特性を重視して、我々はこう考えたというのは具体的にどこにあるんですかということです。回答としては、これは型通りの回答だと思いますけれども、やったとおっしゃるのでしたら、内容がどの程度のものかを見るためにも、具体的に何を検討されて特性を重視されたかということを具体的に説明していただけますでしょうか。

(山根室長) それでは調査票をちょっとご覧いただいた方がよろしいかと思っておりますが、一つは、平成19年までの11業種でございますけれども、これは前回の統計審議会のときにもご議論いただいている訳でございますが、例えば、情報化の関係で申し上げますと、情報化投資がどのぐらいされているか。

(舟岡部会長) 前回の配布資料4の調査票をご覧いただければと思います。

(山根室長) 「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」ということで配布させていただいておりますけれども、それと併せて、資料5の調査事項の新旧対照表でご説明させていただきますが、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業調査票でございますけれども、今回変更させていただいている部分につきましては、一つは、「5年間売上高の契約先産業別割合」ということで、これは調査を実施させていただきまして、最後の「その他」という部分につきましては、記入者がここについては分かりにくいというような指摘を踏まえまして、「その他の産業」と「個人」というように修正させていただいているところでございます。

次に、「6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額」の部分でございますけれども、左側の方の新（平成 20 年調査）の部分でございますけれども、外注費の部分につきましては、「国内に発注した費用」、「国外に発注した費用」ということで、従来、外注費一本であったものを二つに分けさせていただいているところでございます。それから、その下の賃貸料の部分でございますけれども、ここは従来、「土地・建物」、「機械・装置」と二つに分けさせていただいておりますが、先程申し上げましたように、情報化投資の関係で、ここにつきましては「情報通信機器」と「その他」というような形式に変更させていただいております。それから、従来、費用の部分で「主たる業務」という部分をご記入いただいていた訳でございますけれども、この部分は、主に事業所におきましては、経理上の観点から、なかなか記入が困難ということもございまして、この部分につきましては、事業所全体のみというように整理させていただいたところでございます。それから、1枚捲っていただきまして、固定資産の取得額の部分でございますけれども、従来、有形固定資産の部分につきましては、「機械・設備・装置」という項目を設定させていただいておりますけれども、これを二つに分けまして、情報化投資の観点から、「情報通信機器」と「その他」という項目を設定させていただいております。

それから、「7 従業者数」の部分でございますけれども、サービス業においては、パートとか、アルバイトとか、そういった従業者の雇用が非常に多くなっているということがございまして、パート・アルバイトは従来から項目を設定させていただいておりますが、この部分については就業時間換算ということで新たに項目を一つ追加させていただいております。それから、従事者数のところでございますが、従来、従事者数と一本化してございましたけれども、ここにつきましても、うち「別経営の事業所から派遣されている人」ということで、特別に記載していただくということで項目を設定させていただいているところでございます。以上、従来 11 業種につきましては、各調査票共通的にこういった部分について新たに追加させていただいたところでございます。

それから、新規の調査票でございますけれども、10 業種につきましては、調査票で申し上げますと、8 枚目から新規業種になってございますが、まず、インターネット附随サービス業の関係でございますけれども、この業種につきましては、いわゆる IDC 業務、あるいはセキュリティサービス業務等、多くの業務が混在しており、当該業務ごとに性質が異なる、中身が異なるということもございまして、年間売上高の業務種類別割合を把握する。それから、年間売上高につきましては、業界の実収入構造を把握しまして、当該業種の産業振興施策等を立案するために、収入種類別割合を把握する。それから、営業用費用につきましても、近年のソフトウェアの開発は海外事業者へ外部委託するという傾向が高いと想定されていることから、外注費の内訳と

して、国内外を設定しております。それから、先程申し上げましたが、当該業種に従事する者の業務の部門につきましては、部門別区分を設定して従事者数を把握するというような設定をさせていただいております。

次に、音声情報制作業でございますけれども、当該業種につきましては、主にレコード制作業、それから音楽出版業及びラジオ番組制作業に区分されております。その業種ごとに該当する企業、業態も非常に異なっているところがございます。当該業種ごとの年間売上高の割合を把握する。それから、邦楽・洋楽別の年間売上高の割合を把握する。また、当該業種の振興施策の検討に当たりましては、国内市場での売上高だけでなく、海外における市場開拓が必要であるということに着目しているということもございまして、国外向けの年間売上高を調査し、海外における市場開拓の実態を把握する。それから、業界ヒアリング等を通じまして伺いました当該業種の特性ということで、販売枚数規模別の割合、音楽配信収入の割合、音楽ソフトの年間生産数量、保有する音源数、制作したラジオ番組の時間数等を把握する項目を設定しております。

それから、1枚捲っていただきまして、新聞業につきましては、事業活動の実態を把握するという目的で、業務種類別の売上高の割合、業務種類別売上高の広告料の収入、それから、今後需要が高まると想定されております電子メディア、あるいはフリーペーパー等の区分を設定させていただいているところでございます。

それから、1枚捲っていただきまして、出版業でございますけれども、業種種類別売上高を把握するとともに、これも業界にヒアリングをさせて頂いたわけでございますけれども、この業の特性ということで、書籍の新刊発行点数、それから、雑誌の発行銘柄数、返品率、業務種類別の売上高につきましては、ロイヤリティ収入と国内・国外別の割合を把握する項目を設定しております。それから、広告料収入の内訳ということで、これも今後需要が高まると想定されております電子メディア、あるいはフリーペーパー等の区分を設定させていただいたところでございます。

次に、1枚お捲りいただきまして、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業でございますけれども、ここも中身的には業態が種々ございまして、ニュース供給業、貸スタジオ業、ホストプロダクション業等に区分した業務種類別売上高を把握することに加えまして、配信収入、著作権収入、それから、広告料収入等に区分しまして、これらの収入区分別の年間売上高の割合を把握する。それから、特にコンテンツ産業にも幅広く関係し、CG技術等の進歩に大きく貢献していると言われておりますポストプロダクション、こういったものについても把握する。それから、配信収入については、配信先別収入割合も把握するという設定をさせていただいております。

1枚お捲りいただきまして、機械修理業、電気機械器具修理業の関係でございまして、この業種につきましては、取り扱う機械でありますとか、

設備が産業ごとに非常に異なっているということもございまして、業務区分別売上高の割合を設けさせていただいております。それから、電気機械器具修理業の企業の多くは、設備メーカー、あるいは設備のユーザーメーカーの系列企業となっているということを踏まえまして、系列内取引の状況、あるいは傾向を把握するために発注元別売上高を設定させていただいております。それから、外部委託の活用も増加していると聞いておりますので、外注費を特掲する。それから、この業種につきましましては、技術あるいは専門性を持つ人が必要ということもございまして、部門別事業従事者数の技術部門を細分化させていただいているところでございます。

次に、お捲りいただきまして、自動車賃貸業をご覧いただければと思いますけれども、個人向け需要のみならず、法人向けも需要が高まっていると聞いてございまして、対個人・対法人に区分した年間契約台数、それから、年間売上高を把握する。物品賃貸業におきましては、固定資本に係る負担も大きいと聞いてございまして、賃貸物件の購入に係る費用を貸与資産原価として把握するという項目を設定させていただいておりますし、レンタル・リース物件の固定資産取得額も把握する。

それから、スポーツ・娯楽用品賃貸業でございますけれども、事業活動の実態を明らかにするということで、レンタル・リースそれぞれについて、売上高、契約高につきまして設定させていただいております。それから、賃貸物件の稼働率等を測るために、保有数量でありますとか、貸し出し数量、それから、営業日数を把握するように設定させていただいております。それから、ここも物品賃貸業ということで固定資本に係る負担が重いということもあり、賃貸物件の購入に係る費用を貸与資産原価として把握したい。それから、レンタル・リース物件の固定資産取得額も把握するというように設定させていただいております。

最後でございますけれども、その他の物品賃貸業、これもレンタル・リースそれぞれについて主要物品に区分けさせていただきまして、契約件数、売上高・契約高、賃貸物件の稼働率を測るために、レンタル物品の保有数量、特に、この業種につきましましては、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸し衣装など様々に分類されている訳でございますけれども、一面、コンテンツ産業の側面も有しているということもございまして、それぞれ業態は異なる訳でございますけれども、そういった実態を把握するというところでございまして、コンテンツ産業の施策にも役に立つのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、従来、把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能になる、特性が異なるサービス産業の業種を拡充することによりまして、業種間での特性の異なりがどこにあるのかが明らかになるということで、これらを基に、各業種の実態を的確に把握するための検討をさらに進めて行ければと考えているところでございます。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 論点メモの「3 調査事項」について、議論を少し先取りする形で、今回計画で変更した点、新設業種について、どのような調査事項を設けているかを説明していただきました。西郷専門委員、何かありますでしょうか。

(西郷専門委員) 予想していた答えとちょっと違う方向の答えが返ってきたような気がするので確認させていただきたいのですけれども、今回、10業種増やした訳ですけれども、それがどういう理由によるものか、施策上必要だからというのが一つの答えだったように思うのですけれども、例えば、今回選ばれた10業種がサービス業の中で、本当に拡大していくような業種に当たるのかということと、それから、これは先程の美添委員の質問とも関連しますけれども、調査票の内容を拝見しても、かなり細かいことを調べているように思うんです。毎年、全数で行う調査でこれだけ細かいことを調べて、それが施策上どう活かされるのかなど。ここで言っている施策目的というのは一体どんなものなのかということについて確認させていただきたいと思います。

(山根室長) 資料2をお手元にご用意いただければと思います。8ページ目でございますが、経済産業省では色々な施策をやらせていただいておりますけれども、その中身を特出しして整理させていただきました。まず、業種横断的ということで、8ページの別紙1でございますけれども、サービス産業の課題ということで、サービス産業の生産性の向上、それから、経済産業省が所掌している法律の関係で申し上げますと、特定商取引に関する法律の運用でありますとか、消費者保護施策の実施でありますとか、下請中小企業振興法の運用というような運用の課題というのがある訳でございます。具体的には、例えば、生産性の向上で申し上げますと産業活力再生特別措置法、この法律を運用するために指針を作るということが決められている訳でございますけれども、こういった指針を作るときにデータが必要ということでございます。

それから、同様に、生産性の向上を図るということで、サービス産業生産性協議会というものが設けられておまして、こういったところで色々な形で検討を実施している訳でございますけれども、その検討をするためのデータ提供、それから、サービス業の関係で言いますと、品質とか効率性という話題がありますけれども、そういったところで人材をどう育成していったら良いかというときに、サービスデータが必要であるという種々の課題がございます。

1枚お捲りいただきまして、それでは個別の業種ごとに、どんな施策の課題と具体的な施策があるかということでございますけれども、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業の関係でございますが、IT活用の現状が十分に把握されていないということで、IT投資効率の向上ですとか、IT投資の加速化を図るとか、そういった具体的な施策を検討している訳でございますけれども、一例を申し上げますと、I

IT投資の加速化ということでは、中小企業投資促進税制でありますとか、あるいは情報基盤強化税制というような制度がございます。こういった制度の中で、中小企業のITソフト化等への投資に対する特別償却でありますとか、税制控除、こういった施策をやるために、全体のマーケットのシェアとか、個別具体的な詳細な事項とか、そういったものを活用させていただいているところでございます。

右の方に行ってくださいまして、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業の関係でございませけれども、海外展開の加速であるとか、ブロードバンド環境の活用、それから、経済成長戦略大綱といった政策課題の中で、具体的には、国際コンテンツフェスティバルでありますとか、ブロードバンド配信環境整備、それから、海賊版の対策、コンテンツグローバル戦略の策定、こういった政策課題と具体的な施策を考えているところでございます。

1枚お捲りいただきまして、10ページでございますけれども、クレジットカード業、割賦金融業につきましては、課題的には消費者保護、あるいは事業者への情報化の支援施策、割賦販売法の適正な運用というようなことで、具体的な施策では、悪質な勧誘販売行為を助長する不適切な与信の排除でありますとか、過剰与信防止のための措置でありますとか、クレジットカード情報の保護強化、割賦の定義や指定制の見直し、そういった具体的な施策を考えているところでございます。

デザイン・機械設計業につきましても、知財本部と知的財産戦略大綱、あるいは需要者側への働きかけのためのダイヤモンドサイドへの意識改革や初期投資支援、それから、デザインを担う人材の育成、こういったような課題に対しまして、具体的には、ブランド確立に向けたデザインの戦略的活用でありますとか、経営者へのデザイン活用セミナー・研修、デザイナー人材育成支援のための専門職大学院の創設、大学・専門学校での新たなデザイン関連カリキュラムの設置等、こういった具体的な施策を考えているところでございます。

それから、機械修理業、電気機械器具修理業の関係では、製造業を支える業ということもございまして、機械を保持するメーカー側の分業体制の変化や安全対策の意識向上、こういったものが施策課題になっておりまして、新産業創造高度部材基盤技術開発でありますとか、環境適応型高性能小型航空機の研究開発でありますとか、そういった具体的施策に活用しているところでございます。

それから、物品賃貸業の関係でございませけれども、リース会計基準の変更でありますとか、税制改正、それから、設備投資、こういった施策の適正な振興を図るということで、具体的には、昨年、平成19年度税制改正においても、リース会計基準が見直された訳でございませけれども、こういった実態を踏まえた適切な対応、あるいは情報基盤強化税制でありますとか、中小

企業投資促進税制等の運用に資するために調査をやらせていただきたいということでございます。

それから、1枚お捲りいただきまして、スポーツ・娯楽用品賃貸業の関係では、地域経済の活性化というようなことで、各種地域活性化の対策、その他の物品賃貸業については、先程申し上げたような形でございますし、広告業につきましては、広告効果の測定に関する調査研究でありますとか、広告著作権等の権利関係についての調査研究を行いまして、中小企業等基盤強化税制などの運用のために利用させてもらいたいということでございます。計量証明業につきましても、計量法の適正な運用及び制度の見直しの検討に基礎データとして活用させていただければということでございます。以上でございます。

(三輪専門委員) 統計調査をするときに、その調査の目的で行政施策上の必要性というのをどれくらい強調するかというのはケースによって違うかと思いますが、私は、どちらかというと、個別の施策よりも、この行政が国民経済的にどれだけ意義があるかということをきちんと説明して、外からの評価に資する資料を提供するという側面が行政上のニーズの最たるものである、つまり、この政策はまともなことだという、そういうことがなかなか来なかったということがありますし、事後評価はほとんどないというのが実態だと思います。そういう意味で言いますと、行政施策上の最たるものというのは、省庁の存続にも関わることだと思いますけれども、基本的な資料を提供することだと思います。

個別施策に関しておっしゃることをどれくらい本当に真面目に取り上げるかということで、若干、心の中で躊躇するところがありますけれども、今のお話で山のように出てきますが、例えば、だからこの数字を取るんだということとの直接のリンクがある話というのはあるんですか。つまり、例えば、クレジットカード業、割賦金融業ではこういうことになっていて、この数字がないと、こういうことはできないんだというようなことのために、直接的なニーズのためにこれを取ることにしたと。つまり、一方でこういうような政策をやっています。一方で、この業種に関して、こういうことを知りたいんですと。その間のリンクがどうもよく分からない。行政施策上のニーズだということを掲げられますと、聞いていると、そちらは良いでしょうけれども、ちょっと気持ちが悪いという感じが致します。具体的に、例えば、ITでは延々と色々な議論がありまして、色々なことが並んでいるのですけれども、具体的施策の中で、従来は数字がなかったから、こういうことを推進する上で大変な障害があって、これを克服するために、新たに資金を投入して、こういうデータを集めることにこれだけの意味があるんだと。IT投資の加速化等にしましても、それはお金を出せばやってくれるというのは当然ある。それは、ゼロよりは、つまり、ノンネガティブだという意味はあるとしましても、具体的に、この数字があれば、もう少しきちんとできる、そのために

これをやるんだというようなこと。どれでも構わないんですけども、大きいお話と、型通りの一覧表だけではなくて、だからこの数字が本当に必要なんですという、そういう数字、そういうリンクと言いますか、そういうものをできればいただきたい。そうしませんと、確かにこれは並んでいるけれども、本当かなと。文句は言わないけれど、あまり座り心地がよくありませんねという感じがして、今のお話の中では、これがあるとここのところが大幅に改善できる、だから、これが必要なんですという話のスタイルになっていなかったような気がしますから、何か具体的なお話をいただけませんか。

(舟岡部会長) これは調査実施者に求めるのはかなり酷な話でして、多分、原課から、こういう統計情報が欲しいという要請があって、それに基づいて吟味し、そして、統計調査として情報を収集している。それをどう使っているか、使ってきたかについては、各政策原課が明らかにすべきことであって、先刻ご承知のように、日本の場合、政策を企画・立案するとき、どういうエビデンスに基づいて計画を立てたかをなかなか明らかにせずに来た。これからは意識して計画を立て、明らかにすべきと思います。エビデンスと政策との関係が非常に分かりやすい形で明確になっていれば、そのエビデンスに基づいて、評価することが可能な訳ですね。それについては、今後、原課が意識して公表していくことを求めるより他にないのではないか。あれば非常に望ましいと思うのですが、多分、私が想像するに、なかなか出てこないだろうと思うのですが、いかがですか。

(山根室長) 三輪専門委員のご指摘の件でございますが、今、手元に資料がないものですから、次回までに少し整理させていただければと思いますが、基本的には、IT投資の関係でございますと、今もご説明申し上げましたが、一例で申し上げますと、中小企業投資促進税制というようなものがございまして、これは中小企業のIT、ソフト化等への投資に対する特別償却であるとか、税制控除、これは選択制という形になっているかと思っておりますけれども、こういった税制の枠組みを作るときに、マーケットが一体どのくらいあるのかというようなことで活用させていただいているかと思っております。それについては、次回までに少し整理しまして、ご提示できれば、ご提示させていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(三輪専門委員) 別に意外な回答でも何でも無いと思うのですが、私がわざわざこういうことを申し上げますのは、なぜ特性に重点を置いた調査が必要かということは、前から申し上げていることですが、伝統的な産業というのは比較的イメージしやすく、それに対しまして、サービスの中の特定な部分だと思っておりますけれども、新たに発展しているところはなかなか実態が分からなくて、みんな山勘で話をしている。新聞・雑誌などに出てくる人でも、アンサンプルで世界中を語るというタイプの人が多くて、そういうことから致しますと、よく私は19世紀のアフリカ大陸という話をしますけれども、そういう巨大なものがあるということ、皆大体知っている訳ですね。

ただ、その実態はよく分からない。そういうことからしますと、これは行政上の施策などは実はどうでもよくて、分からないところを明らかにすること、国民の共有財産として提供することが至上命題であって、行政上の施策などは最下位に来ても構わないけれども、トップに来るべきものは、分からないところに関して、的確な情報を提供する。何を提供するのが情報として必要かということに関しては、これは、その分野を比較的よくご存じのところを判断する。ですから、実は行政上の施策ということの直接的な意味というのは、私は実はあまりあると思っていなくて、次回までに調べていらっしゃるというと、型通りの回答が来るんじゃないかという心配があるので、本当はあまり強く望んでいないんですけれども。ですから、これは広げれば良いということではなくて、特に重要なのは、特に皆が知りたがっているところがいくつかあって、そういうところに比較的限定して、産業特性を重視したことをやる。だから、広げるということよりも、重点はそっちじゃないですかということをお心にかけているものから、どれもこれも全部ありますというふうにお立場と言わざるを得ないということはあるかと思っておりますけれども、そういうスタンスよりは、行政上の施策というのをもう少しトーンダウンされて、分からないところをきちんと分かるように、宇宙探検みたいなものだとか、21世紀はそうかもしれませんけれども、そういう意義付けがいかにも伝統的と言いましょか、そういう感じがしまして、こういうことをすると無理でしょうということをおっしゃるつもりでさっき申し上げただけです。

(舟岡部会長) 川本専門委員、何かありますか。

(川本専門委員) お話が大きくなったので、感想としては、本来であれば、施策は経済産業省の予算でやっている話で、それに必要な統計資料などもその予算で取ってやっていらっしゃる訳ですよ。だから、産業統計部会で、なぜ細かい、委員の意見・質問を受けなければいけないのかという、法律の立て付け自体がやはり非常に大きな問題なのではないかと私は感じています。と言いますのは、例えば、インターネット附随サービス業などは総務省の調査と重複なので、それは是正したらどうかといくら言っても聞かない訳ですね。この部会のバリューというのがどこにあるのかというのを考えていくと、やはり今なさろうと思っただけの調査というものが、国民の目から見て、恐ろしく外れてはいない。専門的に見て真っ当であるということをチェックするレベルの話だと思うんです。だから、方法論についての議論にもう少し収斂して議論した方が、これだけの方々が集まって2時間かけて議論する意味合いもあるのかなと感想として思ったんですけれども、違いますでしょうか。

(舟岡部会長) 座長の運営がよろしくないのかもしれませんが、前回もお話ししましたが、この部会審議の位置付けは二つあります。当面の平成20年特定サービス産業実態調査の計画に関する審議に加えて、そもそもサービス産業の統計調査から情報を収集するときに、どういう調査があるべき姿として

考えられるかについてもご議論いただきたい。それを部会長としてお願いしました。前々回、特定サービス産業実態調査が諮問にかかって、計8回部会開催が行われました。前回も4回の開催です。それは、それだけ議論すべき課題がたくさんあって、なかなか解決が付かないからだろうと思います。私は、一步ずつ、あるべき姿に近づいて来ているということを実感しております。先程、三輪専門委員が述べたように、サービス産業というのはアフリカ大陸のようで暗黒で何も分からない。何も分からないから、どう調査するかについても、多少、手探りの状況であった。特に、サービス産業は一つのまとまった産業ではなくて、言ってみれば、雑多な産業の寄せ集めですから、建設業と農業と漁業と製造業、大げさに言えば、そういうものがサービス産業という一つの言葉の中に括られているという理解が適当と考えます。サービス産業の中で色々な業種へ広げて行ったときに、実態を捉えるアプローチの手法が、限られた業種を対象として特定サービス産業実態調査を行っていた旧来の手法では、どうも適当ではないのではないかと、そのことに気付いてきた。それを、根本から立ち返って議論しようということになったのだろうと思います。

経済産業省にちょっとふらついているところがあるのは、前回の部会で、行政のニーズのために特定サービス産業実態調査が行われるんだと主張しました。今回、国民のためという観点から、研究者が利用するためとの視点を示し、これについてはちょっと行き過ぎではないかとの指摘がなされた。それに加え、生産性の計測の視点も提示された。行政のニーズについては、先程の三輪専門委員と調査実施者との間のキャッチボールで多少分かったか、分からないか分かりませんが必要性は感じます。生産性の計測という目的に答えを出しているかというのと、出していません。出していないというのは言い過ぎかもしれませんが、私の理解では、去年の部会の議論での課題が二つありました。アウトプットについては、特定サービス産業実態調査でかなり精緻に捉えるようになって来ている。ところが、サービスの生産工程の核心の実態を捉えることには必ずしも回答を出していない、成功していない。ここについて、各業種の特性に合わせて、何らかの方策を考えるべきだとの議論があったと私は理解しております。これは、口で言うのは簡単ですが、なかなか容易ではありません。そこについても、今回は多少頑張っておさっている。と言うのは、昨年、アウトソーシングの状況を捉えないとサービス産業の実態がなかなか捉えられないという意見に対して、国内外への発注状況とか、派遣されて現場で働いている労働の実態を一部捉えるようにした。それから、IT化への対応として、適当かどうかはともかくとしまして、情報通信機器とか、無形固定資産等のコンテンツについて取ろうとしてきた。さらに、パート・アルバイトを時間換算し、就業の実態についても、単に頭数だけではない情報を捉えようとしてきた。言ってみれば、インプット面に少しずつ切り込んで、サービス産業の特性を図ろうという努力をなさってい

らっしゃることは確かだと思います。これが、さらに一歩進んで、また来年も諮問にかかるのかもしれませんし、再来年もかかるのかもしませんが、少しずつ充実されていくと、この特定サービス産業実態調査から、本当に実り多い情報が得られるだろうと私は理解しております。それだけ世の中が期待している統計調査であることを調査実施者はよく肝に銘じて、これからも大いに努力を傾けていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

そしてさらに、今回踏み込んだ発言がありました。経済センサスが実施された以降、調査の方法を変更することを前向きに検討されるという点ですが、これは大変重要なブレークスルーになるかなと思っております。我々が今回審議しますのは、平成 20 年の特定サービス産業実態調査の計画についてが中心ですが、経済センサスが行われた以降も視野に入れて、この調査がどうあったら良いかを審議するとき、経済センサスで得られた情報を基にすれば、今までと違った調査の仕組みなり、設計が可能になる。具体的に言いますと、新設の法人あるいは事業所まで含めて捉えることができるということになりますと、先程、美添委員からの質問にありました、本調査は、その実態を業種特性から切り込んで捉える調査としての位置付けなのか、それとも、毎年調査することで動的な変化を捉えることなのかという問いに対して、両方に応えることが可能になる調査になる。また、経済センサスによって、事業所の規模、企業の規模について、売上等の経理事項でも捉えることができることになると、どの規模で区切りを付けて、全数調査にするか、標本調査にするかの検討も可能になる。大きな規模と小さな規模では、捉えたい統計情報は当然違って良い筈であり、大企業では、色々な事業に展開していることが多くて、それが生産性の向上にも繋がっているでしょうし、当然のことながら、サービスの生産工程も、中小企業以下のサービス産業の企業とは違った形を採っている。そうしますと、大きな規模と小さな規模では、調査事項についても精粗があって良いのかもしれない。そんなことを将来的に考えることになるのかなと考えます。本調査の役割・位置付けについては、こういう整理でよろしいでしょうか。

ご異論がなければ、論点 1 については、それぐらいにさせていただきますし、続きまして、「2 調査対象業種の追加」について審議したいと思います。調査実施者から資料の説明をお願いします。

(山根室長) それでは、「調査対象業種の追加」ということで、資料 1 の 2 ページをご覧くださいと思いますが、今回は 10 業種ということで、インターネット附随サービス業からその他の物品賃貸業まで追加させていただきたいと考えているところでございます。サービス業につきましては、GDP で 7 割、あるいは就業者ベースで 3 分の 2 を占めているということが言われている訳でございますが、一方で統計の整備が遅れていることで、行政施策上の基礎資料の不備や GDP の推計精度の問題にも繋がっていると聞いているところでございます。こういった状況を改善する必要があるのではないかと

という認識をしているところでございます。

既にご説明申し上げたとおりでございますけれども、平成 15 年には「統計行政の新たな展開方向」でありますとか、平成 17 年には内閣府の経済社会統計整備推進委員会、こういったところで議論されて、その必要を指摘されているところでございます。さらに最近では、平成 18 年の経済成長戦略大綱あるいは骨太の方針、昨年は産業活力再生特別措置法の審議においても、国会でサービス産業の統計の整備ということが附帯決議されているところでございます。

それから、サービス産業を取り巻く社会的情勢が絶え間なく変動している。情報化でありますとか、国際化、人材の流動化というようなことで、個別業種ごとに、その特性・課題が大きく異なっているということもございまして、その業種特性に的確に対応した統計の整備・提供が期待されているのではないかと認識しているところでございます。

こういった中で、業種ごとの特性を含めまして、産業構造を把握するという特定サービス産業実態調査でございますけれども、統計整備に大きく貢献できると考えているところでございまして、先程もありましたとおり、平成 18 年から周期調査を毎年化する、あるいは国内の事業所を網羅的に把握できる事業所・企業統計調査名簿への母集団名簿の変更、調査対象業種の拡大を図ってきたところでございます。

今年につきましては、従来把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能となる業種を追加する。それから、特性が異なるサービス産業の業種を拡充することによりまして、業種間での特性の異なりがどこにあるのかということが明らかになるのではないかと考えております。そういったことで、これらを基に、各業種の実態をよりの確に把握するための検討も可能となるのではないかとということで、今後、さらに各業種の特性項目の検討をして行ければと考えているところでございます。こういったことで、前回の統計審議会のご意見も踏まえつつ、既存調査業種についても、先程ご説明させていただきましたとおり、一部、調査事項を変更する予定ということでご審議をお願いしているところでございます。

それから、3 ページで、今回の追加業種につきまして、原則、この調査は事業所をベースにした調査でございますけれども、企業単位ということでやらせていただければというご提案をさせていただいているところでございますが、業界ヒアリングでありますとか、企業のヒアリングを通じまして判明したということで、事業所単位で売上が立っていないとか、事業所単位で売上が立っているものの本社でしか管理していないということで、事業所単位で調査票の報告ができないというお話を伺っている業種がございます。具体的には、四つほど記載させていただいておりますが、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、この 4 業種につきましては、企業を単位として調査させていただければということでご

ざいます。なお、新聞業、出版業につきましては、過去、平成 17 年に調査を実施させていただいておりますが、そのときも同様の理由で、企業単位ということで調査させていただいている経緯がございます。

次に、4 ページでございますけれども、今回追加する業種のうち、インターネット附随サービス業でございますけれども、これは一部、総務省さんが実施している通信産業基本調査と重複する部分がございますが、私どもの方としましては、調査項目の重複はごく一部、具体的には、売上高と営業費用の一部、それから、調査項目の把握期間が異なる。私どもは、毎年 11 月 1 日現在ということで調査させていただいておりますが、通信産業基本調査は 3 月が調査時期。それから、調査単位が、私どもは、原則、事業所単位で、通信産業基本調査は企業単位ということで調査を実施していると聞いております。調査対象数は、私どもは概ね 3,200 程度、これは平成 18 年の事業所・企業統計調査名簿からでございますが、通信産業基本調査では、本日、席上配布されている資料ですと、概ね 2,300 社という記載がございますが、私どもが関係部局に確認させていただいたところでは、このうちの 460 がインターネット附随サービス業に属する企業ということで、調査が実施されていると聞いております。いずれにしましても、今回、調査票を設計するに当たりまして、総務省情報通信政策局総合政策課の方にお伺いしまして、具体的な調査票、それから、計画案をご提示させていただきまして、協議させていただきましたけれども、今申し上げたようなことで、本調査の実施に当たりましては、重複是正しないということで合意したところでございます。以上でございます。

(舟岡部会長) 資料 2 はありませんか。

(山根室長) 14 ページで、前回、統計整備について、政府としてどの程度のコストをかけて、どのようなアウトプットを得るのかという観点からも考えるべきであり、予算、職員の人件費や作業時間など様々なコストが発生している筈で、そういった視点も含めて、国民に分かりやすい形でサービス統計の整備状況を説明すべきというご指摘をいただいておりますけれども、この調査につきましても、可能な限り、コストを下げるとともに、利用者ニーズに応えた統計を作って行きたいと考えております。ちなみに、次の 15 ページに別紙 3 ということで、この調査に係る予算、それから、全体的な利活用の事例を整理させていただいております。昨年でおおむね全体予算が 1 億 6,900 万円程度、それから、今年の予定でございますけれども、2 億 850 万円程度ということでございます。

(舟岡部会長) それでは、ただ今の説明を踏まえて、調査対象業種の追加について、ご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも。

(美添委員) 資料 1 の 2 ページに理由がいくつか書いてあるのですが、1 番の GDP の推計というのは前置きだけでしょうね。この特定サービス産業実態調査の本来の役割は、やはり産業ごとの特性を正確に捕捉するということ

で、詳細な調査票が必要なものです。GDPの推計精度に多少は貢献するでしょうけれども、これだけでは、ここの趣旨から言うと、それほど大きくはないと思います。書きぶりを1番目にしたというだけの話と理解しておきます。

前回も今回も同じような議論をしましたが、一部に政策上の目的というのは優先順位が低いという発言もありましたが、結果としてはそうなるにしても、この統計に関しては、やはり政策上の必要性が最優先であるということは前回の発言にあったと思います。そう理解すれば、政策上、将来的には28業種まで把握しなければならないという経済産業省の使命に応えるために、この調査を実施するというところで、ここは私は十分理解できます。

ただし、先程のこの調査の性格に戻りますけれども、実施する場合に、1回目は全数でももちろん構いませんが、将来的にどうするか。今後、継続的に実施する場合に、このままでは不適切な部分が残ると思います。検討されるということです。これ以上、念を押しませんけれども、今回限りであれば、この計画で十分説得力はあると思います。

(舟岡部会長) 他にいかがでしょうか。

(高田専門委員) 今の2ページの説明のところ、論点となっているのは、業種を追加することと、それから、この10業種ということと二つあると思うんです。前者については、かなり説明があったと思うのですが、この10業種を設定したというところについては、多分、ご説明が十分に出ていなかったのではないかと思います。他にどんな候補があったのかとか、どういう優先順位でこの10業種に決まったのかという辺りについて、できたら、お伺いしたいと思うのですが。

(山根室長) この調査につきましては、先程来からご説明を申し上げましたとおり、平成18年から調査手法を変えさせていただいた訳でございますけれども、当時から、調査対象業種の選定につきましては、まず一つは、対事業所サービスということで、これは全国的な売上も非常に大きいということもありまして、対事業所サービスを中心に先に整備して行ければということと、売上高の高いものということで、これまで調査対象業種を選定させていただいております。

28業種を来年までに整備させていただければと考えておりますけれども、いずれにしても、産業規模が比較的大きくて、社会的にも影響が大きいと考えられるものということで、経済成長戦略大綱の中にも、重点サービス6分野というようなことも記載されておりまして、この中で、ビジネス支援産業ということも明記されている訳でございます。そういったことで、先に、対事業所サービスの10業種を追加させていただきまして、残りの対個人サービスにつきまして、7業種でございますけれども、これにつきましては、来年またご審議いただければと考えているところでございます。

(舟岡部会長) 他にいかがでしょうか。総務省は、インターネット附随サー

ビス業について、通信産業基本調査との関係について、何かご意見はありますでしょうか。

(総務省) 書かれた内容について、調査実施部局に確認したいと思っております。

(舟岡部会長) 他に業種の拡充について、ご意見ございますでしょうか。この28業種で、経済産業省所管の第3次産業について、これまで統計調査が行われていないものについては、ほぼカバーすることになるのですか。

(山根室長) 事業所・企業統計調査名簿の使用については、平成18年調査から変えた訳ですけれども、小分類ベースで調査対象とするものについては、行政分野からのニーズとしてありますのは、非常に細かい事業活動についてのニーズはございますが、小分類ベースでの把握に関しては、大よそ網羅できると思っております。

(舟岡部会長) ということは、経済産業省所管以外の業種を所管される各省が汗をかいて踏ん張っていただけると良い訳ですね。これは何もこの部会の審議マターではありませんが、どこかの機会で、そういう声を挙げておきたいと思えます。調査対象業種の追加については、いかがでしょうか。他に特段のご意見はございませんか。

それでは、いただいた意見で、28業種の拡大に向けて、今回10業種を追加することについては、行政目的に沿ったものであり、適当である。追加業種については、売上高が大きくて、対事業所サービスのサービス業を中心として整備してきたことによるもので、来年、7業種追加する予定の対象業種は、対個人向けサービスのサービス産業である。これら28業種で、経済産業省所管のサービス産業について、ほぼ網羅するような形で調査が行われる。それぞれの産業は特性が違いますから、それぞれの実情に合わせた形で調査内容を企画・設計して実施する。そういう取りまとめでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「3 調査事項」についてですが、調査事項については、先程、調査実施者から資料の説明をかなりの程度行っていただきましたが、補足して説明する点はございますでしょうか。

(山根室長) 資料1の5ページに、サービス産業の生産性を把握する観点からみてということで、少し整理させていただいておりますが、生産性の関係で申し上げますと、一般的に労働生産性でありますとか、資本生産性、あるいは全要素生産性等が用いられている訳でございますけれども、今回、業界団体でありますとか、対象企業・事業所にヒアリングをさせていただきました。この調査では、生産性指標のベースとなる付加価値額を売上高、それから、費用の関係から粗々で算出できるようにしたいということがあります。サービス産業は、個別業種ごとに特性あるいは課題が大きく異なるということもございまして、なかなか難しい部分もございまして、産業ごとの特性に対応した生産分析ができればと考えてございまして、例えばでございますけれども、自動車賃貸業におけるリースとレンタル別の労働生産性、保

有する自動車に係る稼働率を把握するという事で、レンタルに係る粗付加価値あるいは自動車保有台数、それから、新聞業における労働生産性ということで、粗付加価値、編集部門の事業従事者数等でそういったものを算出できたらと考えておりました、産業特性に応じた指標ということで、生産分析が一定程度可能ではないかと考えているところでございます。

6 ページは、先程、ご説明を申し上げたとおりでございます。

それから、7 ページも先程ご説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願い致します。

資料3を配布させていただいておりますが、今般、産業分類の改定がございまして、実は調査票を設計するとき、それに対応されていなかった部分がございます、1点目は、広告業の調査票でございますが、従来、広告業につきましては、広告代理業とその他の広告業ということで二つに分かれていたものが、広告業調査票ということで今回1枚にさせていただいておりますけれども、タイトルが変わっております。それによりまして、内容が少し変わっておりますけれども、見比べをしていただきたいと思います、「4年間売上高」のの部分でございますけれども、事業所の年間売上高に占める業種別売上高という部分と、の広告業務の年間売上高の業務種別割合と、従来、矢印が二つになっていたかと思いますが、今回は一つになっております。ただ、実は中身をまだ精査しきれていない部分がございます、特に『「広告業務」の年間売上高の業務種別割合』の部分につきましては、もう少し検討させていただきたいと思っております、次回、もう少し精査したものを提示させていただければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それから、デザイン業、機械設計業でございますが、これもデザイン業、機械設計業ということで二つに分かれましたが、これは広告業とは逆に、矢印が二つに分かれているような形で、これも「4年間売上高」のところでございますが、との部分が少し変わっております。矢印が変わっただけで、中身は変わってございませんので、よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 三輪専門委員、どうぞ。

(三輪専門委員) 今回は、多分、意地悪だと言われたい内容だと思っておりますけれども、実は、最初に提示されました論点案のところ、調査事項の最初のところに、「サービス産業の生産性を把握する観点からみて、調査事項は適当なものとなっているか」という、これをどう聞くかということで、こんなことを本当に議論するのか、こんなものは当面できないというのが私の回答で、こんなことを大真面目にここでやったら大変だ、大変なことをやるなということに関しては、賛同を得られると思います。どういう意味かと言いますと、要するに生産性というのは、基本的にアウトプットをどう定義するか、どうやって捉えるかということで、よく言いますのは、これまでの手術方法では3週間入院しなければいけなかったものが、誰かが考えて革新的な手術

方法ができて3日で帰れるようになった。売上も減ってしまうし、人も減ってしまって、結果として、型通りに計算すると、生産性が上がったか下がったか分からない。そういうようなことが医療だけではなくて、情報サービスでも広告でも色々なところであると思うんです。そう致しますと、いつかこれもお話ししたかと思えますけれども、金融革命が起きたと言われるアメリカとイギリスで、70年代終わりから90年代始めに、型通りに計算すると、金融サービス部門の生産性は上昇率がゼロだった。イギリス、アメリカにおいて、製造業よりも生産性の上昇率が低かった。これはどう考えるかということ、普通の考え方は、元々集めたデータと、それに基づいて、こうやって計算すれば良いという概念がおかしいのであって、大部分の人は生産性は大幅に向上したと思っている。そう致しますと、そういうような方法を前提としまして、生産性を計算するための情報を網羅的に収集するような手段となっているかということが適当であるかということの意味であるとしまして、そういう定義だったかということになるかと思えますけれども、まともにアウトプットを考えて工夫するというのは、これは世界中で色々な人が工夫をして、未だにこうやれば良いんだということまで行かなくて、一步一步、歩みが始まったという段階だと思いますから、特定サービス産業実態調査の調査現場が妙案を出して、これに対応した調査事項になっているかということ、部会長及びその隣にいらっしゃる方も含めて、それはあなた達の仕事でしょうと言われそうな内容になっているかと思えますので、そういうことからしますと、経済産業省のこの回答は極めて健全だと思ひまして、そんな無理難題、馬鹿なことを言われてもできませんとは言えないのでこう書きましたということになっていると思うんです。そういう意味で、色々な事がありますけれども、これは多分、論点案の方に元々の問題があって、意味があまりはっきりしなかったもので、私は何も申し上げなかったのですけれども、この回答も含めまして適切だと思います。

(舟岡部会長) 穏健なご意見で大変有り難いですが、調査事項の論点については、多分、通常だったら、を皆さんにお諮りして、それでについてが中心になるかと思ひますが、目的・役割として、経済産業省でサービス産業の生産性を把握する上で、特定サービス産業実態調査が特に近年重要な役割を担うようになってきたとおっしゃっていますので、それに照らして適当かを議論してもらふこととしました。適当ではないという答えが、特に三輪専門委員を筆頭として、多分、皆様から出てくると予想していますが、それは今後の課題として、ぜひ来年、再来年、そして、特に経済センサスが実施されて以降、かなりの情報が本調査から入手できて、生産性の把握も各業種の特性の違いに合わせる形で捉えることができるような調査に発展するように期待して、今後の課題として残すための論点でもあります。これを論点としませんと、すべて適当だということになり、次回以降、何も検討しなくてもよろしいということになって、それも適当ではないと思ひますので、三輪専

門委員がおっしゃいますように、かなり重い、時間のかかる検討課題かと思いますが、あえてここに記した次第です。

(内閣府) さはさりながら、そもそも論ではなくて、データ収集上、心配なことがありますので、生産性の捕捉に関して一つだけ。資本の方ですけれども、賃貸業を大分厚くしていただいているということで、リース会計が今年から変わりますが、我々の理解としては、借りる方がオンバランスを原則にするということですが、どうもそちらの方も、小さな企業はオンバランスを無理にしなくても良いということでございます。他方、貸し手の方、まさに特定サービス産業実態調査で調べる方は、これは会計基準的には今後はオフバランスになるということになりますと、どちらの方でデータが取れるのかと我々はちょっと心配してしまして、これまでのように、資産計上を貸し手側でやるというのであれば問題ないと思いますけれども、どういう設計にするかはきちんと見ていないのですけれども、貸し手側でオンバランスにしないとすると、見なして、どういうところに、どういうものをどれだけの金額で貸したかという情報が貸し手側で取れるのかなど。個人的にはかなり不安ですけれども、いずれにしても、データの的にポケットになる部分ができるのではないかと。このリース会計の変更については、ちょっと注意していただきたいということです。

(舟岡部会長) 川本専門委員、何かご意見はありますか。

(川本専門委員) 今の項目ではないんですけども、よろしいですか。

(舟岡部会長) ただ今の項目について言いますと、リース業者に調査しても、多分、分かりっこない。だから、別途、小規模・零細な企業を対象として、どれぐらいの比率がオンバランス化しているのかを調査して、何らかの推計を交えて、SNAの推計に生かすということでしょうか。それしかないと思います。従って、特定サービス産業実態調査の審議から離れた問題だろうと思います。どこの機会を検討するのが適当か分かりませんが、多分、企業統計部会で検討することが適当だろうと私は理解しています。

それから、リースについて大変評価すべき点は、内閣府はおっしゃいませんでしたが、特定サービス産業実態調査で長年の懸案だったファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別して、今回から情報が入手できるようになった点であり、推計にも大いに資する調査になってきたと思います。

(内閣府) 同感です。

(舟岡部会長) それでは、川本専門委員、どうぞ。

(川本専門委員) リースについてちょっと戻りますと、大きいところでかなりのシェアを占めているので、何となく小さいところにこだわり過ぎないで欲しいというのが、意見としてはあります。

もう一つ、先程の議論の続きですけれども、目的とか役割について、舟岡部会長が、非常に将来的な課題も含めて、広い見地からまとめてくださって、それはどちらかということ、今回議論してきたよりも、舟岡部会長がずっとお

考えだった問題意識なども含めていると思うんです。そういう意味から、お願いしたいのは、調査実施者は、もう少し舟岡部会長に時間を取っていただいて、あらかじめ先生のおっしゃることをメモして、今日出てくる段階で紙に落としておいて欲しいというか、理解して、咀嚼して、答えを持ってきて欲しいということが感想としてあります。と言いますのは、調査実施者の方達の部会に対する姿勢と言いますか、すごく貴重なアドバイザーをたくさんここに持っている訳だから、プロフェッショナルとして調査・統計を高めていくという方向性をもう少し見せていただいた方が良いんじゃないかと思いました。紙ベースの話がやや表層的というか、先程、舟岡部会長がまとめられた話は現在の経済産業省の実力とか認識とギャップがあるのかどうか、本当に納得したのかどうか、さっきの段階では分からない訳ですよ。それが本当に全部消化されて、そちらの考えになるのかどうかというのが確認できないので、もう少しコミュニケーションを取っていただいた方がバリューが増すんじゃないかと。余計なことで、すみません。

(舟岡部会長) 有り難うございました。多分、ここで出た意見は、さらに1年ぐらい検討する機会を設けて検討して、実行できるものは実行していただけるのが、これまでの経済産業省の対応の仕方だと思いますので、おそらく本日、前回、そして次回以降に出された意見については前向きに検討していただけるものと理解しております。

調査事項について、もう時間がきましたので、この辺にします。

(事務局) 先程、ファンナンス・リースの話がございましたけれども、今回は経済産業省は対応されないということですね。

(舟岡部会長) していますね。

(事務局) ファイナンス・リースのところの回答を見ると、違うのではないのでしょうか。ちょっと事実誤認があると思いますので。

(山根室長) 貸し手側ということでございますよね。

(事務局) 貸し手側については対応していますが、借り手側については。

(舟岡部会長) 借り手はもちろん必要ありません。

(田邊補佐) 具体的に申し上げますと、資料2の22ページに、前回の部会でもリース会計基準のオンバランス、オフバランスの対応ということでご指摘をいただいていた部分がございまして、再度検討させていただいて、関係業界にも改めて聞いた上で検討させていただきました。色々と書いてございますが、リース会計基準は、ご存じのとおり、本年の4月から新しい会計基準を適応ということで、各企業については新たな基準で計算処理をするのは平成20年度の決算で、実際の数値に関しては21年の5、6月頃出てくると理解してございます。各企業では、順次、会計基準の変更に対応するという段階であります。本調査の場合、平成20年11月1日が調査期日になってございまして、平成19年11月1日から平成20年10月31日までのデータをご記入いただくという整理にしております。そうしますと、平成19年11月か

ら 20 年 3 月まで、それから、平成 20 年 4 月以降というのは、それぞれ違った会計基準に基づいて整理されていらっしゃる会社も出て来ようかと考えているところでございます。この事業者に対して、どちらか一つの基準に統一した形で記述いただくということになりますと、混乱を招くということも業界からご指摘いただいているところでございます。現行の調査票に関しましては、調査日現在で採られていらっしゃる会計処理に基づいて、ご記入いただくということを前提にしまして検討しました。従いまして、今般提示させていただいている年間営業費用、もしくは固定資産取得額の項目だけでは、オフバランスになった場合の表現がまったくできませんので、その点について若干手直しさせていただきたいと考えております。

具体的には、23 ページですが、右下の表にございますとおり、貸し手側でありますリース業の調査票に限って、このような変更をしたいと考えております。資産取得額について、旧会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リースの物件を取得した場合については、今回適用される「レンタル・リース物件」に計上ということで定義させていただいておりますけれども、新会計基準に移行した場合は、ここに整理されませんので、新たに「リース投資資産」という形で計上が予定されるということでございますので、この形に改めまして、設定するというところでございます。

これに伴いまして、貸し手側の営業費用も若干考え方が変わりますので、先程、部会長がおっしゃっていただいたように、オペレーティング・リース、ファイナンス・リース、それぞれ基本的に新しく基準を変えたところについては区分して考えることとなりますので、原価に関しましても、「リース投資資産原価」という調査項目を改めて設定して定義するような方向で、今検討しているところでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

(事務局) 特定サービス産業実態調査では、借り手と貸し手があって、貸し手側については、一応整理されました。ただ、法人企業統計調査につきましては、

(舟岡部会長) そちらは関係ないです。

(事務局) 法人企業統計調査では、一応、そこは出ていますので、内閣府に対する回答として、その部分をご認識いただきたいと思います。

(舟岡部会長) これは特定サービス産業についての審議ですから。時間が予定より 10 分超過して申し訳ありません。調査事項については、さらに色々ご意見があると思いますので、次回までに、調査事項については、こういう見直しが必要ではないかということ、それぞれ委員の皆様方におかれましては、よく検討していただいて、次回の冒頭で審議したいと思います。その後、論点のうち、残された調査方法、集計事項、その他について審議を行いまして、どのような答申案にするかについての骨子をお示しできればと思います。骨子の全体像について、時間があれば、ご意見をいただきたいと思います。

本日の部会の結果概要につきましては、4月14日、月曜日に開催の統計委員会において報告する予定であります。次回部会の開催日程等について、事務局から説明をお願いします。

(犬伏統計審査官) 次回の部会は、4月4日、金曜日、15時半からということで、場所は新宿若松町の総務省第2庁舎の6階特別会議室において開催する予定でございます。

(舟岡部会長) それでは、本日の部会はこれで終了とします。どうも有り難うございました。